

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、市内の土地・家屋・償却資産について、不動産登記異動情報及び現地調査、申告情報等によって作成した固定資産課税台帳に登録された事項を基準として、固定資産の所有者(納税義務者)に固定資産税を計算し賦課する。 また、固定資産税の賦課に関する、納税義務者等からの申請に基づき、評価証明や名寄帳など各種証明書等の発行、減免や特例等の適用を行う。 過誤納金が発生した場合には、公金受取口座情報等を活用し、還付事務を行う。
③システムの名称	資産税システム、宛名管理システム、統合収納管理システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、EUCシステム、庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24の項 ・番号法第9条第2項並びに行方不明行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	アクセス権限の所持者には、行方市個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程第12条に基づき教育研修を実施している。また、府内でヒヤリハット事案が発生した際には再発防止策の周知を行い、新たに留意事項や確認事項がある場合には必要な情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－5評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	税務課長 高埜 栄治	税務課長	事後	
	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV－2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－3目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－8実施の有無	(追加)		事後	
	IV－9従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第17号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II－いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(提供)」に○の記載なし	「接続しない(提供)」に○の追記	事後	
令和4年3月31日	I－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	固定資産税、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー	資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー	事後	
	I－4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 别表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 别表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II－いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月25日	事後	
令和5年3月1日	I－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法に基づき、市内の土地・家屋・償却資産について、不動産登記異動情報及び現地調査、申告情報等によって作成した固定資産課税台帳に登録された事項を基準として、固定資産の所有者(納稅義務者)に固定資産税を計算し賦課する。 また、固定資産税の賦課に関連し、納稅義務者等からの申請に基づき、評価証明や名寄帳など各種証明書等の発行、減免や特例等の適用を行う。 過誤納金が発生した場合には、公金受取口座情報等を活用し、還付事務を行う。	地方税法に基づき、市内の土地・家屋・償却資産について、不動産登記異動情報及び現地調査、申告情報等によって作成した固定資産課税台帳に登録された事項を基準として、固定資産の所有者(納稅義務者)に固定資産税を計算し賦課する。 また、固定資産税の賦課に関連し、納稅義務者等からの申請に基づき、評価証明や名寄帳など各種証明書等の発行、減免や特例等の適用を行う。 過誤納金が発生した場合には、公金受取口座情報等を活用し、還付事務を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事前	
	II-いつ時点の計数か	令和4年1月25日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	II-いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年11月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、EUCシステム、府内データ連携システム	資産税システム、宛名管理システム、統合収納管理システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、EUCシステム、府内データ連携システム	事前	
	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項別表24の項 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法改正に伴う変更
	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 别表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	番号法改正に伴う変更
	II-いつ時点の計数か	令和6年3月1日	令和7年1月20日	事後	